「ぐっとずっと。エコタイムシフト」サービス規約

（総則）

第１条

「ぐっとずっと。エコタイムシフト」（以下、「本サービス」といいます。）サービス規約（以下、「本規約」といいます。）は、中国電力株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する本サービスに関する取扱いを定めたものです。

（本サービスの提供対象）

第２条

本サービスは、当社と電気需給契約を締結しているお客さまのうち、第 5 条の提供条件を全て満たし、本規約に同意の上、当社 WEB サイトから本サービスに申し込み、当社が当該申込みを承諾したお客さま（以下、「契約者」といいます。）に提供いたします。

（本サービスの内容）

第３条

本サービスは、デマンドレスポンスの実施時間帯（昼間〔午前８時から午後４時まで〕をいいます。以下本規約において同じ。）に契約者の宅内に設置しているエコキュートを当社が遠隔制御することで、電力需要の調整を図り、その対価として特典を進呈するサービスです。

なお、本サービスの遠隔制御対象日および時間帯は当社が任意で設定するものとし、契約者からの要望を受け付けることはできません。

（本サービス提供期間）

第４条

当社と契約者間の本規約に基づく本サービスの提供に関する契約（以下、「本サービス契約」といいます。）の期間（以下、「本サービス提供期間」といいます。）は、当社が申込みを承諾した日から、本サービス契約を解約、解除または終了する日までとします。

（本サービスの提供条件）

第５条

当社は、お客さまが、以下の全ての条件を満たした場合に、本サービスを提供します。

なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本サービスを提供することがあります。

（１）当社が、当社のWEBサイト等で別途指定する通信機能付のエコキュート（以下、「対象機器」といいます。）を保有していること

（２）当社の会員制WEBサイト「ぐっとずっと。クラブ」の会員であり、対象機器が設置されている需要場所（以下、「当該需要場所」といいます。）において、当社が指定する以下の電気料金メニュー（以下、「対象の電気料金メニュー」といいます。）をご契約のうえ、当該対象の電気料金メニューを「ぐっとずっと。クラブ」に登録していること。なお、本サービスにおける対象機器は、「ぐっとずっと。クラブ」の会員ID１つにつき１台とします。

［対象の電気料金メニュー］

・ぐっとずっと。プラン　スマートコース
・ぐっとずっと。プラン　シンプルコース
・ぐっとずっと。プラン　電化Styleコース
・ぐっとずっと。プラン　ナイトホリデーコース

なお、東京電力エリアのお客さまは、本サービス提供対象外となります。

（３）遠隔制御にあたり、対象機器のメーカーが提供するネットワークサービス等への加入が必要な場合は、当該サービスに加入していること

（４）当該需要場所において遠隔制御に必要な通信環境等が整っていること

（譲渡の禁止）

第６条

契約者は、当社の承諾なく、本サービス契約上の地位の全部もしくは一部を第三者に利用させ、または譲渡等できないものとします。

（契約者の実施事項）

第７条

契約者は、本サービス提供期間中、以下の事項を実施するものとします。

（１）契約者の宅内に設置された対象機器を当社が遠隔制御できるよう設定し、維持いただくこと

（２）何らかの理由（機器の買替等）によって、当社にて対象機器の遠隔制御ができなくなった場合、遠隔制御に必要な設定を再度行うことにご協力いただくこと

（３）その他、別途当社が条件を定め、提示した場合、その条件に従うこと

（契約のお断り）

第８条

以下のいずれかに該当する場合、当社は本サービス契約の申込みをお断りする場合があります。

（１）申込手続き時の記載内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあったことが判明した場合またはそれらのおそれがあると当社が判断した場合

（２）同一世帯において、他のご家族等が既に申込手続きを完了していると当社が判断した場合

（３）第５条の提供条件を満たさなくなったとき

（４）申込みをされたお客さままたは対象機器が本サービス申込後に対象の電気料金メニューが適

用されている当該需要場所から移転したとき

（５）第 19 条第 1 項もしくは第 2 項の定めに違反するとき、またはそのおそれがあるとき

（６）本サービスを含む当社が提供するサービスに関する契約が解除され、もしくはこれらのサービスの提供が停止されたとき、またはそのおそれがあるとき

（７）申込みをされたお客さまが本サービスを含む当社の提供するサービスに関する金銭債務の履行が滞ったとき、またはそのおそれがあるとき

（８）当社の業務の遂行上または技術上支障をきたすと、当社が判断した場合

（９）その他本サービスの提供につき当社が実施困難と判断した場合

（本サービスの特典）

第９条

当社は以下の条件に基づき、本サービスの特典を進呈します。

（１）当社は、対象機器の遠隔制御の特典として、エネルギアポイント（以下、「ポイント」といいます。）を進呈します。

（２）昼間の時間帯に、遠隔制御によって対象機器の沸き上げが行われ、その稼働に伴う一定量の電気のご使用が確認できた場合に、特典の対象となります。なお、特典はひと月分をまとめて算定します。通信影響等により、対象機器からデータが取得できない場合は、特典の対象外となります。

（本サービスの中断）

第１０条

１．当社は、以下のいずれかに該当する場合には、対象機器の遠隔制御を一時的に中断することがあり、当該中断期間中は前条の本サービスの特典の進呈はいたしません。

（１）対象機器の遠隔制御にかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等の点検、保守作業その他工事等を行うとき

（２）対象機器の遠隔制御にかかるコンピュータ、システム、電気通信設備、または通信回線等が事故等により停止したとき

（３）地震、落雷、火災、風水害、停電、天変地異等の不可抗力により対象機器の遠隔制御ができなくなったとき

（４）その他、当社が対象機器の遠隔制御の提供を中断することが必要であると判断したとき

２．当社は、前項により対象機器の遠隔制御を中断する場合には、あらかじめその旨を契約者に事前に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

（本サービス契約の解除）

第１１条

１．当社は、以下のいずれかに該当するときは、契約者に事前に通知することなく、本サービス契約の全

部または一部を解除することができるものとします。

（１）本サービス契約締結後に、第５条に規定する提供条件を満たさないことが判明したとき

（２）本サービス契約締結後に、第８条各号に規定する事項に該当することが判明したとき

（３）対象機器の遠隔制御不可能な状況が継続し一定期間以上が経過したとき

（４）契約者が第１３条に規定する禁止行為を行ったと当社が判断したとき

（５）契約者が事前に当社へ本サービス契約の終了を申し出ることなく当該需要場所の対象の電気料金メニューの契約を廃止したことを、当社が確認したとき

（６）契約者が本規約に違反したとき

（７）その他、当社が本サービス契約を解除することが必要であると判断したとき

２．前項による本サービス契約の全部または一部の解除は、当社による契約者（本サービス契約を解除された契約者を含みます。以下本項において同じとします。）に対する損害の賠償請求を妨げないものとし、前項に基づき当社が行った解除に起因して契約者に生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

（本サービス契約の終了）

第１２条

１．契約者は本サービス契約の終了を希望する場合、または第５条の提供条件を満たさなくなった場合、事前に当社 WEB サイトの申し出フォームより、当社までお申出ください。なお、引っ越し等により対象の電気料金メニューが適用されている当該需要場所から移転する場合は、遠隔制御に必要な通信環境等と対象機器の接続をあらかじめ解除しておくものとします。

２．当社は、原則として、契約者から本サービスの終了の申し出があった翌営業日に本サービスを解約するものとします。なお、当社が解約処理を完了するまでの間は、対象機器に対する遠隔制御が実施される場合があります。

３．契約者が第 1 項の申し出を怠ったことに起因して、当社もしくは第三者に損害が生じた場合または契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、第１８条の定めによるものとします。

（禁止事項）

第１３条

１．契約者は、本サービスに関して以下の行為を行ってはならないものとします。

（１）他のお客さまになりすまして本サービスを利用する行為

（２）当社、本サービスの他のお客さま、またはその他の第三者の権利もしくは利益を侵害する行為

（３）犯罪行為もしくは公序良俗に反する行為またはそれらを助長する行為

（４）本サービスまたはその他の当社業務の運営を妨げる行為

（５）サーバーまたはネットワークを破壊したり、妨害したりする行為

（６）その他当社が不適切であると判断する行為

２．当社は、何人に対しても、前項に定める契約者の行為が行われないよう監視し、またはこれを阻止

する等の義務を負わないものとします。

（本サービスの変更等）

第１４条

１．当社は、当社が必要と判断した場合、契約者の事前の同意や通知等の手続を行うことなく、本サービスの全部または一部につき、内容の変更・追加、提供の中断または終了（以下、「変更等」といいます。）を実施することができるものとします。なお、本サービスの全部または一部の変更等が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社はあらかじめその変更等の内容について契約者に周知するものとします。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

２．当社は、本サービスの変更等のお知らせを行う場合、当社の WEB サイトへの掲載、その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

（本サービスに関する留意事項）

第１５条

１．デマンドレスポンスの実施時間帯における対象機器に対する遠隔制御は、原則、契約者の電気料金の支払額が増加しない日（契約者の電気需給契約において夜間〔午後４時から翌日の午前８時までをいいます。以下本規約において同じ。〕の電力量料金単価と昼間の電力量料金単価が同一の日等）に行います。

２．本サービス提供期間中も契約者ご自身で対象機器の操作が可能です。ただし、契約者の操作の結果、対象機器の遠隔制御ができなかった場合は、本サービスの特典進呈の対象外となります。

３．太陽光発電設備や蓄電池を保有されている契約者は、対象機器のメーカーが提供するネットワークサービス等を活用した昼間での対象機器の沸き上げや、夜間での対象機器の沸き上げを選択するほうが、本サービスの特典よりも経済的なメリットが大きくなる場合があります。

４．契約者が当該需要場所において電化 Style コースを契約している場合であって、かつ、高負荷設備（電気自動車の充電器等）を保有している場合、遠隔制御の実施によって、昼間の時間帯に電気の使用が集中し、最大使用電力が 10kW を超え、現在の契約電力を超過することで、翌月以降の基本料金が上昇することがあります。

５．土日祝日または年末年始等の当社営業日以外の日付で、当社との対象の電気料金メニューの契約を廃止された場合、同廃止日をもって本サービス契約は解約となりますが、当社の翌営業日までは、当社からの遠隔制御を行う場合があります。その場合、当社では、当該当社との契約を廃止された後の対象機器の遠隔制御による電気料金上昇に対する補償はいたしかねます。

６．お客さまがご自身で所有する対象機器以外で本サービスにお申し込みされる場合には、トラブルの原因となる可能性がありますので、事前に対象機器の所有者の同意を得てからお申し込みください。

７．対象機器の取替えが発生した場合は、遠隔制御に必要な通信環境等との再接続が必要となりますので、当社までお申出ください。

８．契約者が宅内の遠隔制御に必要な通信環境等を変更した場合、遠隔制御ができなくなりますの

で、再度、遠隔制御に必要な設定を行っていただきます。

９．本サービス契約の締結後、ぐっとずっと。クラブのお知らせの配信停止設定の変更や迷惑メール設定を行った場合等で、本サービスにかかるメールが届かなくなる可能性があります。なお、本サービスにかかるメールのみの配信停止はできません。

10．本サービス提供に必要な対象機器や遠隔制御に必要な通信環境等の取得および維持にかかる費用、本サービスの申込みおよびお問い合わせ等にかかる通信費等は契約者のご負担となります。

11．当社は、本サービス提供期間中または終了後に、本サービスと同様または類似のサービスを行う場合があります。

12．契約者が、本サービス提供期間中に当該需要場所において、電気の契約を対象の電気料金メニューから別の対象の電気料金メニューに変更された場合、本サービス契約は継続しているものとします。

（個人情報等の取り扱い）

第１６条

１．当社は、契約者が本サービスに関連して当社に提供した個人情報を含む契約者の情報（以下、総称して「個人情報等」といいます。）について、当社が別途公表する「個人情報のお取扱い」（https://www.energia.co.jp/privacy.html）に基づいて、第３項に掲げる目的で利用します。

２．契約者は、本サービスに関連する個人情報等の取扱いに関し、以下の事項について同意するものとします。

（１）当社が、対象機器の遠隔制御の実施や制御実績の確認および本サービスの改善を目的に、契約者が所有する対象機器のメーカー（以下、単に「対象機器メーカー」といいます。）に対し、以下の a.から c.に掲げる契約者の情報を第三者提供すること

a.本サービスへの申込手続きにより契約者から取得する、対象機器等を識別するために必要な情報（機種名、製造メーカーおよび製造番号 等）

b.本サービスに基づく対象機器の遠隔制御実施や特典の進呈履歴

c.契約者からのご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容

（２）対象機器メーカーが、対象機器の遠隔制御の実施や制御実績の確認および本サービスの改善を目的に、以下の a.から c.に掲げる契約者の情報を当社および本サービスに係るシステムを提供する会社（以下、「システム会社」といいます。）に第三者提供すること

a.対象機器の電力使用量、湯量、動作データ

b.対象機器のメーカーが提供するネットワークサービス等に関する情報

c.対象機器等を識別するために必要な情報（機種名、製造メーカーおよび製造番号 等）

（３）当社が、本サービスの運営および本サービスの改善のために、システム会社に対し、以下の a.から d.に掲げる契約者の情報を第三者提供すること

a.本サービスへの申込手続きにより契約者から取得する、対象機器等を識別するために必要な情

報（機種名、製造メーカーおよび製造番号 等）

b.本サービスに基づく対象機器の遠隔制御実施や特典の進呈履歴

c.契約者からのご意見、ご要望、お問い合わせ等の内容

d.対象機器が設置されている需要場所の電気需給契約に関する情報

（４）当社が、対象機器の遠隔制御実績を確認するために、（２）に基づき受領した契約者の情報と、当社が保有する、対象機器が設置されている需要場所の電気需給契約に関する情報や本サービスへの申込手続きにより契約者から取得した情報等を突合すること

（５）対象機器メーカーが、対象機器の疎通確認を実施するために、（１）に基づき受領した契約者の情報と対象機器メーカーが保有する個人情報等を突合すること

３．当社は、契約者の個人情報等について、以下の目的で利用します。

（１）本サービスの運営

（２）本サービスの向上・改善の検討

（３）本サービスの内容変更等の場合に実施する、後継サービスへの引継ぎ等の業務

（４）本サービスの運営およびシステム会社および対象機器メーカーのサービスの向上・改善または新サービスの検討のための分析

（５）契約者に対する電子メールを含む各種通知手段によるライフスタイル提案、対象機器メーカーの商品・サービスに関する情報の案内または情報提供

（６）契約者に対して当社が必要と判断した本サービスに関連する各種通知

（７）契約者からのご意見、ご要望、お問い合わせ等に対する対応

（８）その他、本サービスに関連する情報提供

４．当社は、秘密保持契約または委託契約を締結したうえで、本サービスの運営に関する業務の全部または一部を委託先に委託することがあります。この場合、当社は、当該委託先において個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行います。委託先は、委託業務を遂行するために必要な個人情報等に接し、これを利用しますが、その業務以外の目的で利用することはありません。

５．当社は、国や地方自治体等が実施する補助金事業に参加する場合があります。契約者は、当社が、国や地方自治体等およびその補助金事業を所管する事務局に対し、契約者が本サービスに登録した情報その他当社が本サービスを通じて知り得た契約者の情報のうち、当社が、当該補助金事業に参加するにあたり提出する必要がある一切の情報（契約者の電気需給契約に関する情報、当該電気需給契約に基づく電気料金の請求情報、電力使用量、契約者の対象機器に関する情報等の個人情報を含みます。）を提供することにつき、あらかじめ同意するものとします。

６．契約者が自己の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令に基づき、当社に対し開示、訂正、追加、削除等を求める場合には、原則として、当社が別途公表する「個人情報のお取扱い」（https://www.energia.co.jp/privacy.html）に基づき、当社に申し出るものとします。

（免責事項）

第１７条

１．遠隔制御を行う対象機器は、本サービスの申込時点で契約者に選択していただきますが、誤った機器を選択された場合の損失は、当社での補償はいたしません。

２．対象機器の遠隔制御は、対象機器本体の湯切れ防止機能は停止することなく、給湯量が不足しないよう実施することを想定しておりますが、急にお湯の使用量が増えた場合など契約者のご使用状況等によっては、給湯量が不足する可能性がございます。こうした事象に伴い、契約者に損害または損失が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

３．当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、本サービスが契約者に適用のある法令に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

４．当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更について、当社に故意または重過失による場合を除き、契約者が被った損害について、当社は一切の責任を負いません。

５．本サービスによる対象機器の遠隔制御による電気料金の上昇、対象機器の故障もしくは損傷、対象機器の故障による本サービスの中断・運営停止、本サービスの停止、通信の障害、データエリアにおいて発生した損害・不利益、その他本サービスに関して契約者が被った損害につき、当社に故意または重過失のある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

６．当社の債務不履行または不法行為により本サービスに関連して契約者に損害が生じた場合、当社は通常生ずべき損害（逸失利益その他特別の事情によって生じた損害を含みません。）の範囲内で、賠償する責任を負うものとします。

７．本サービスに関して、契約者と他の契約者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、当社は一切の責任を負いません。

（損害賠償等）

第１８条

本サービスに関連して、契約者が第三者もしくは当社に対して損害を与えた場合、または契約者と第三者との間で紛争が生じた場合、当該契約者は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償し、またはかかる紛争を解決するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第１９条

１．契約者は、自らが反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ本サービス契約の契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者およびその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団または個人をいいます。

２．契約者は、本サービスに関して、自らまたは第三者を利用して以下に該当する行為を行わないこと

を、保証するものとします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計または威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．契約者が前二項の表明および保証に違反した場合、または、本サービス契約の履行が反社会的勢力の活動を助長しもしくは反社会的勢力の運営に資すると判断した場合、当社は何らの事前通知をすることなく直ちに本サービス契約を解除できるものとし、当社が本サービス契約を解除したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

（規約の変更）

第２０条

当社は、必要に応じて本規約の内容を変更する場合があります。本規約を変更する場合、当社は、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を WEB サイト等の当社が保有する各媒体等でお知らせします。変更の効力発生時期以降の本サービスの提供条件等については、当該変更後の本規約の条件によります。

（準拠法・裁判管轄）

第２１条

１．本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとします。

２．本規約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2026 年 4 月 15 日　制定

2026 年 9 月 24 日　改定